

## 第十二編 少年労働問題

### 概 説

少年の保護訓練如何が將來社會の文明に影響する所頗る大なるものあるは言を俟たぬ。是れ一國の文明は其の國に於ける少年保護方法の歴史に依て最もよく窺ふ事が出来るとさへ云はれて居るのである。此の見地よりして少年労働問題は一の重大なる問題である。何となれば少年の労働は多くの場合彼等を保護せざる事——彼等を虐使する事を意味するからである。今先づ少年労働の弊害を擧ぐれば

(イ) 少年労働は身體の發育を害する。蓋し少年は未だ身體發育の半途にあるものだから其の際に工場又は礦山等の労働に從事し不良な空氣を呼吸し、不自然な溫度又は濕氣の中に生活し、間斷なき機械の音響に刺戟さるゝは其の健康に害あるは勿論、常時一定の同一種の作業に從事する結果として筋肉の發達が畸形的となり自然的發達をなす事を得ない、ために後に至つて畸形兒不

具者となる事稀でない、又子供の本能は自然に遊戯に向ふものであつて遊戯は子供の生命と稱するも過言でない、幼少の時遊戯をしなければ心身の發達が萎縮するとも云はれる。然るに労働に從事するため子供は遊戯をなす事を得ず從つて遊戯が兒童の身心に與へる好影響を受ける事が出來ない。(ロ) 少年労働は智能の發達を害する、蓋し少年労働は教育を奪ひ之に代ふるに日々の單調なる労働を以てするからである。即ち感じ易く伸縮自在なりし少年の心は固定不變のものとあり遂に再び發育し得べからざるに至る、かくて彼等は永久無教育無知識で終るのであつて中には低能兒、不良少年罪人等となるものも出来る。

(一) 少年が餘りに早く家庭より獨立し之に無關心となる。

(二) 父の労働賃銀が子供の競争により低下する。労働力供給の過剰は労働賃銀を低下させるから少年が労働する時は父母の賃銀は低下する。

(三) 幼少にして労働を始めし者は遅く労働を始めし者より結局に於て賃銀が少ない結果判断力は未だ子供的未發達の状態なる是れ蓋し未だ能力の發達せざる時期に労働に不拘、知識は既に子供でなく、殊に少年に從事する結果永久に不熟練作業に蟄居しの銳敏なる感受性は成年労働者の惡行に動され易い。少年労働者が女子であつた場合である。

更に少年労働の結果身心の充分に發達し

具者となる事稀でない、又子供の本能は自

い。

以上は少年労働の少年自身に及ぼす悪影響であるが更に其の社會的弊害を見るに共の最も大なるものは家族生活に及ぼす弊害であつて、之に次ぐものは社會に課する負擔である。前者に兩親の家庭に及ぼすものと少年が將來父又は母となつて其の家庭に及ぼすものと二つある。

少年労働の結果は

(一) 少年が餘りに早く家庭より獨立し之に無關心となる。

(二) 父の労働賃銀が子供の競争により低下する。労働力供給の過剰は労働賃銀を低下させるから少年が労働する時は父母の賃銀は低下する。

(三) 幼少にして労働を始めし者は遅く労働を始めし者より結局に於て賃銀が少ない結果判断力は未だ子供的未發達の状態なる是れ蓋し未だ能力の發達せざる時期に労働に不拘、知識は既に子供でなく、殊に少年に從事する結果永久に不熟練作業に蟄居しの銳敏なる感受性は成年労働者の惡行に動經濟的能力を伸張し得ざるものに由るものである。

なかつた少年が將來結婚して子孫を作るに至りし場合を想像せば戦慄を禁する事が出来ない。幼児の高い死亡率及び虚弱なる身體を有する者は必ず彼等の家庭に見出さるであらう。今一つの社會的弊害たる社會に課する負擔とは少年が勞働の結果、低能兒、不良少年、罪人、不具廢疾等となりし場合に社會に課する所のものである。

次に少年が斯く弊害多き勞働に從事するに至る原因を考察するに、それは凡そ左の如きものであらう。

(一) 資本主義の發達 資本主義の發達は各種の分業と機械の發明を齎し女子少年と雖も容易に從事するを得る作業を生ぜしめ、著しく女子及少年の勞働の範圍及機會を増大した事。

(二) 家庭の貧困 現今多くの勞働者は其の賃銀甚だ低く到底其の子女を養育し得ざるもののが少くない。即ち止むを得ず少年をして家計の困難を助くべく勞働に赴かしめる事、而してこれは原因の内最も重要視るべきものであらう。

(三) 無智無關心 少年及び其の兩親は少年就き無智無關心なる事が多い。又少年勞働者を傭使する者も利潤を得ん事にのみ汲々として少年の前途の如きは顧みる所に非ず生産費の低減をのみ企圖し、安價なる勞働——少年勞働者を可成的傭使せんとするは現在の經濟組織の上から寧ろ當然の事である。

然らば我が國に於ける少年勞働の狀態如何

(イ) 少年勞働者數 大正七年農商務省の調査によれば全國職工總數百四十二萬三千四百三十四人中、未成年者は五十九萬一千百三十四人で約四割一分に當つて居る。又未成年者の中で十五歳以上二十歳未満の者は四十七萬九百六十四人で未成年者中の約七割八分は此の年齢階級の者である。次に十二歳以上十五歳未満の者十一萬七千七百六十六人、十歳以上十二歳満未の者二千四百三人である。又未成年者の性別を見るに男

七百二十七人であつて女工は男工の二倍以上に當る。特に十二歳未満の幼者中男工の三百三十人に對し女工二千七十三人で其の六倍強に當つて居る。即ち我が國の勞働者中約四割は未成年者であり且つ其の未成年勞働者中三分の二以上は女子である事を知るのである。尙ほ以上は工場法適用の工場のみに就いて云つたのであるが、少年勞働が深刻なる問題として現れ來るのは寧ろ工場法適用範圍外の工場——家内工業的小企業、所謂 *Sweating system* に於てである。加之少年勞働問題の範圍は商業に使用さるゝ賣子小僧、官衙會社等に使役せらるゝ通信、配達の少年、及び街頭に於て勞働しつゝある所謂 *Street worker* に迄も及ぶべきであるから、我國に於ける少年勞働者の數は驚くべく夥しき數に上るであらう。唯我國に於てこれ等の重要な問題が等閑に附せられつゝあるが故に、これ等少年勞働者の概數さへも明かにし得ないものである。

(ロ) 義務教育と少年勞働者 我が國では兒

工十六萬四千四百七人、女工四十二萬六千

童滿六歲に達したる翌日より滿十四歲に至る八ヶ年を學齡と稱し其の間の年齡に在る兒童を總て學齡兒童となし尋常小學六箇年

の勞働に因懲の極に達したる少年が睡魔に襲はれつゝ受くる教育が甚だしく不完全なるものたるは言ふ迄もない。

を義務教育と定めて居るから兒童は例外の場合を除き學齡に達した日以後の最初の學年に就學し尋常小學校の教科を了へねばならぬ事になつて居る、而して一方へ小學校令第三十五條(尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は其の雇傭によりて兒童の就學を妨ぐる事を得ざる旨規定して義務教育の遂行を期して居るのである大正八年三月末文部省の調査によれば我が國に於ける不就學兒童の總數は九萬五千二百一人であつて其の中幾何が貧困を理由として就學を免除若くは猶豫せられたものであるかは不明であるが貧困のための不就學

去る一九一九年十月ワシントンに第一回  
國際勞働總會の開かれんとするや十月十八  
日帝國教育會總會に於て「日本教育界の輿  
論は幼年勞働者を工場に使用する制限は八  
ヶ年の義務教育を完了したる十四歳以上と  
定む」る旨決議し我が政府代表鎌田榮吉氏  
に之を打電した事があつた。即ち我が教育  
界の輿論が既に八ヶ年の義務教育を必要と  
せるにしても、實際には未だ六ヶ年の義務  
教育すら受くる能はざるものが多いのであ  
る。(我が勞働者の教育程度に就ては別項勞  
働者教育問題の項参照)

あるがは不明であるが貧困のための不就學  
児童の多くは勞働に從事し以て生計費の幾  
分を稼きつゝあるものであらう。

(ハ)少年勞働者保護立法　我が國に於ては特に少年勞働者保護の立法なく僅かに工場法中少年勞働者を保護するの規定を認むるのみである。即ち工場法第二條は十二歳未満を以て職工就業の最低年齢とし同條第二項に於て輕易な業務に就て特別の條件を附した場合に限り十歳以上の者の就業を許可

# 第一 少年勞動と職業紹介

# 第一 少年勞働と職業紹介

あるがは不明であるが貧困のための不就學  
児童の多くは勞働に從事し以て生計費の幾  
分を稼きつゝあるものであらう。

(ハ)少年勞働者保護立法　我が國に於ては特に少年勞働者保護の立法なく僅かに工場法中少年勞働者を保護するの規定を認むるのみである。即ち工場法第二條は十二歳未満を以て職工就業の最低年齢とし同條第二項に於て輕易な業務に就て特別の條件を附した場合に限り十歳以上の者の就業を許可

に之を保護労働者となし各種の衛生的規定を設けて保護して居る。最長労働時間は十二時間と定めし第三條、午後十時より午前四時に至る夜業を禁止せる第四條、休日休憩に関する第七條、危險有害業務の就業禁止に関する第九條及び第十條の規定即ち是れである。此等の規定は何づれも歐米諸國のそれに比し甚だ不完全なものであるが殊に多くの例外を認めつゝあるために其規定の多くは殆んご空文に終るの觀がある。少年勞働者は女子と共に最も多く保護されるべくして而も最も多く虐げられつゝあるのは恐らく我國の現狀であらう。

する事とし、鑛夫勞役扶助規則第五條も亦工場法第二條と類似の規定を設けて居る。尙我が工場法に於ては十五歳迄は女子と共



に於ける第一回總會決議)

第二條 使用者と同一の家族に屬する者のみを  
儲使する場合を除くの外一切の公私工業又  
は其の各分科に於ては十四歳未滿の幼少者を  
儲使することを得ず

第三條 第二條の規定は工藝に關する學校に於  
ける幼少者の作業に之を適用せず但し此の種  
の作業は權限ある機關の認可を得且其の監督  
を受くを要す

第四條 本條約の規定の實行に便ならしむる爲  
工業に於ける各使用者は其の儲使する十六歳  
未滿の者並其の生年月日を記載したる帳簿を  
備附くるを要す

第五條 日本国に對し本條約を適用するに當り  
ては第二條に關し左の變更を加ふることを得  
(イ) 十二歳以上の幼少者にして尋常小學校  
の教科を修了したるものは之を儲使すること  
を得

(ロ) 現に儲使中の十二歳以上十四歳未滿の  
幼少者に關しては經過規定を設くることを得  
十二歳未滿の幼少者を輕易なる業務に儲使し  
得ることを認むる日本現行法の規定は之を廢  
止すべきものとす

工業に儲使せらるゝ少年の夜業に關す  
る條約案(一九一九年ワシントンに於  
ける第一回總會決議)

第二條 使用者と同一の家族に屬する者のみを  
儲使する場合を除くの外一切の公私工業又  
は其の各分科に於て十八歳未滿の少年は夜間  
之を儲使することを得ず但し左に掲ぐる場合  
之を儲使することを得ず但し左に掲ぐる場合

は此の限りにあらず

十六歳以上の少年は左に掲ぐる工業に於て工  
程の性質上晝夜繼續して行ふことを必要とす  
る作業に夜間之を儲使することを得

(イ) 製鐵及製鋼業中反射爐又は蓄熱爐を使  
用する作業並金屬の薄板又は線の鍛金作業  
(ロ) 酸水洗作業を除く

(ハ) 製紙業

(ニ) 砂糖製造業

(ホ) 金鑄製鍊業

第三條 本條約に於て夜間と稱するは午後十時  
より午前五時に至る時間を包含する少くとも

十一時間の繼續時間を謂ふ

石炭及褐炭鑄業に於ては午後十時より午前五  
時に至る時間内に作業を行ふことを得但し前  
後の就業時間の間に存する間隔は通常十五時  
間如何なる場合に於ても十三時間を下ること  
を得ず

本總會は國際勞働團體の構成員たる各國に對し  
母性の機能並幼少者の身體の發育に對する危害  
を慮り女子及十八歳未滿の少年は左に掲ぐる工  
程に於て之が儲使を禁止せんことを勸告す

(イ) 亞鉛鑄又は鉛鑄の製鍊に於ける鎔鑄作  
業

(ロ) 鉛を含有する灰の操作、處理又は製鍊  
並鉛より脱銀を爲す作業

(ハ) 鉛又は古亞鉛を熔解する大規模の作業

(ニ) 白蠟又は百分の十以上の鉛を含有する  
合金の製造

(ホ) 密陀僧、金密陀、光明丹、鉛白、「クロ  
ーム」黃又は硫酸鉛、「クローム」酸鉛若ハ  
硅酸鉛(硝子原料)の製造

(ヘ) 蓄電池の製造又は修繕に於ける混合又  
は煉合作業

第三條の規定は十六歳以上十八歳未滿の少年  
の夜業に之を適用せず

第五條 本條約を日本に適用するに當りては第  
二條の規定は千九百二十五年七月一日に至る

迄は十五歳未滿の少年に限り之を適用し其の  
以後にて於は十六歳未滿の少年に限り之を適  
用するものとす

第七條 重大なる緊急事故の場合に於て公益の  
爲必要あるときは政府は十六歳以上十八歳未  
滿の少年に對する夜業禁止を解除することを  
得

鉛中毒に對する女子及幼少者の保護に  
關する勸告(一九一九年ワシントンに  
於ける第一回總會決議)

(ト) 前各號の諸工程を行ふ作業室の掃除尙女子又は十八歳未満の少年は左記の條件に從ふ場合に限り鉛化合物を使用する工程に於て之が儲使を許すべきことを勧告す

(イ) 鹿埃及煙氣發生の場所に於て直に之を除去する爲其場所に排氣設備を爲すこと

(ロ) 器具及作業室を清潔にすること

(ハ) 鉛中毒患者並之に對する補償に付政府に届出を爲すこと

(ニ) 前記の諸工程に儲使せらるゝ者に對し定期の健康診斷を行ふこと

(ホ) 充分且適當なる更衣室、洗滌所及食堂の設備を爲し且殊に防護衣を供給すること

(ヘ) 作業室に飲食物の搬入を禁止すること

尙無毒性料品を以て可溶性鉛化合物に代用し得べき工業に在りては可溶性鉛化合物の使用を嚴重に取締るべきことを勸告す

本勸告に於て可溶性鉛化合物と稱するは其の重量の百分の五以上(金屬鉛として計算して)か百分の〇、二五の鹽酸溶液中に於て溶解するものと謂ふ

海上に於て使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案(一九二一年セネガルに於ける第三回總會の決議)

(右の諸決議は別項國際労働問題の中にある)

最低教育 總ての兒童は七歳より十八歳に至る迄全時間又は分時間にて毎年少くとも九ヶ月は學校へ通はしてめねばならない  
十六歳乃至十八歳の兒童にして第八級の課程を了へ適法且つ規則的に雇用せらるゝ者は一週八時間晝間補習學校に通はしめねばならぬ

十六乃歲至十八歲の兒童にして第八級の課程を了へざるか又は規則的に雇用せざる者は全時間學校に通はしめねばならない  
健康を増す遊戯及び閑暇時の活動に特に重きを置く休暇學校が總ての兒童の爲に設けられねばならない

第一條 本條約に船舶とは軍艦を除くの外船舶の性質に拘はらず又公有と私有とに關せず海外航行に從事する一切の船舶を謂ふ  
第二條 使用者の家族のみを使用する船舶以外の船舶に於ては十四歳未満の兒童を使用し又

第三 少年労働の最低標準  
一九一九年五月から六月にかけ開かれた北米合衆國中央政府兒童局の主催に係る兒童保護大會に於て兒童労働に關する最低標準が決議されたが之を左に掲げる。

最低體格 兒童は公共衛生醫又は學校醫の體格検査を受けて同年配の兒童として正正常發育を遂げ且つ將に雇はれんとする労働に身體上適應せる事を認められた後でなければ労働に從事せしめてはならない

は労働に從事せしむることを得ず

第三條 第二條の規定は學校船又は練習船に於ける兒童の労働に之を適用せず但し右の労働

は公の機關の認可を得其の監督を受くべきも

のこす

第四條 本條約の規定の實行を容易ならしむる爲各船長は其の船内に使用する十六歳未満の一切の者並其の生年月日を記載したる登録簿又は海員名簿を備ふべし

第五條 以下略

は十六歳、但し十四歳乃至十六歳の兒童は休み中之を農事及び家庭的仕事に從事せしめてよい  
鐵山及び採石場の内部及びその附近に於ける兒童の勞働に之を適用せず但し右の労働

は十六歳、但し十四歳乃至十六歳の兒童は休み中之を農事及び家庭的仕事に從事せしめてよい  
鐵山及び採石場の内部及びその附近に於ける

夜間使者の最休年齢は二十一歳

電報及び配達會社に使者として雇はるゝ女子の最休年齡は二十一歳

未成年者は之を危險なる職業又は身體の發育を妨ぐる如何なる仕事にも從事せしめてはならない

十八歳以下の總ての少年労働者には定期に體格検査がなされねばならない。

労働時間 未成年者は一日八時間以上働かしめてはならない。六歳乃至十八歳の兒童の最長労働時間は成年労働者の法定労働時間よりも短くなければならぬ。

十八歳以下の兒童が補習學校にて費す時間は労働時間の一部と看做されねばならない。未成年者の夜業は午後六時より午前七時迄禁ぜられねばならない。

最低賃銀 未成年労働者の賃銀は全規定時間働けば「普通の生活に必要な費用」として與へらるゝ最低賃銀より下らざる割合で支拂はねばならない。未成年の見習期間は見習者としてそれに相應した賃銀を支拂はれてよい。見習期間の長さは教育上の原則に基いてのみ決せらるべきである。

就職及び雇傭の監督 總ての少年雇傭問題を取扱ふ爲め一の中央事務所が設けられねばならない。學校を退く兒童の爲に、職業に関する相談を受け又は適當なる職業を紹介し、尙就職後初めの二三年は彼等の監督をなすに適當なる施設をなす事を要する。此等の目的の爲めに設けられた總ての機關は此の中央事務所を通して整一さるべきである。

#### 施行に關する事項

雇傭許可證 十八歳以下にて雇傭されんとする總ての兒童には、雇傭許可證を交付する

規定が設けられねばならない。

當該官吏は左記の書類を受領し承認し且つ綴込みたる後でなければ、兒童に許可證を交付してはならない。

一、兒童の年齢に對する信賴し得べき證書  
二、兒童が第八級の課程を了へたる事の充分なる證明

三、公共衛生醫又は學校醫の署名ある健康證明書、此の證明書には其の未成年者が該醫師により充分に検査されたる事及び特に雇はれんとする職業に身體上適應せる事の記載がなければならない。

#### 四、雇傭に關する契約

此の許可證は雇傭者に交付せられ、兒童が其の職業を去る時に許可證を交付したる官吏に返戻されねばならない。

許可證を交付する官吏は、兒童の出席せる最後の學校、義務教育局及び補習學校に對し、許可證の交付、不許可併に許可證の交付を受けたる兒童の職業を離れたる場合、一々之を報告しなければならない。

十八歳以上の未成年者は年齢の制限ある職業

に雇傭さるゝことを許可さるゝ以前、年齢の證明書を提出する様要求されねばならない。

記録の形式は一定の標準に據らしめ且つ雇傭許可證の交付は州の監督の下に置かれねばならない。

雇傭許可證の交付、不許可は工場監督局に報告されねばならない。

學校出席強制法 出席強制法を實施せんが爲め、學齡兒童數に適當に比例せる出席監督官吏を市、町、郡に設けられねばならない。市、町、若くは郡當局による學校出席法の實施は州の監督の下に置かれねばならない。

工場監督及び未成年労働者の體格検査、鑛山及び採石場に於ける兒童の雇傭に關する規定、其の他總ての少年労働法規の實施は同一省の監督の下に置かれねばならない。監督官の數は此等の法律の正しき遵守を保證するに充分でなければならない。

十八歳以下の總ての少年労働者を定期に検査するに充分な員數の醫師が置かれねばならない。

#### 第四 統計

##### 一 年齢別職工數 (大正七年度農商務省調査)

年 齡 别	大正七年		大正六年		大正七年		大正六年	
	男	女	職工數	百 分 比	男	女	職工數	百 分 比
廿十 二歲 以上 計	十二 歲 以上 十五 歲 未滿	二二 六、八四	三、四〇	二二 六、八四	二二 六、八四	三、五六	〇・七	〇・七
十五 歲 以上 廿 歲 以 上	十五 歲 未滿	四六 三、三六	一三〇、八八	四六 三、三六	四六 三、三六	九五 〇、九九	九一 〇、九九	九一 〇、九九
	廿 歲 未滿	八二 〇、五三	七三 一、六六	八二 〇、五三	八二 〇、五三	一、三八、五四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
	廿 歲 以上	一、三五、五四	一、三五、五四	一、三五、五四	一、三五、五四	三、三六、三三	三、三六、三三	三、三六、三三
	廿 歲 以上	一〇八、〇〇	一〇八、〇〇	一〇八、〇〇	一〇八、〇〇	五六 ・三九	五六 ・三九	五六 ・三九

二 性別年齢別業態別職工數

(大正七年度農商務省調査)

年齢別	十歳以上		十二歳以上		十五歳以上		二十歳以上		計	
	未満									
染織工場	一、五八	一、五九	一、五八	一、五九	一、五八	一、五九	一、五八	一、五九	一、五八	九二、二五〇
機械及器	一、五九	三三、三〇								
具工場	一、五九									
化學工場	一、五九									
飲食物工場	一、五九									
雜工場	一、五九									
特別工場	一、五九									
法第二號該當工場(十人未滿)	一、五九									
百分比	三、五六	三、五七	三、五八	三、五九						
合計	三、五七	三、五八	三、五九							
大正六年職工數	三百七	三百八	三百九							
百分比	一〇・二七	一〇・二八	一〇・二九							
合計	一、五九									
大正六年職工數	六〇・〇〇									

尙各表總職工を年齢別及男女別に對比するときは左の如し

大正六年未

年 齡 別 男 百分比 女 百分比 男(百) 分比 女(百) 分比

十歳以上三歳未満	三〇	〇・五五	二〇七三	〇・二七	〇・九	〇・四
十二歳以上五歳未満	三〇	一〇	三・〇一	七、九七	一、九七	三・二七
十五歳以上二十歳未満	一四三、九七	二・三一	三六、九九	四三・美	三・二〇	四三・六
二十歳以上上	五〇四、一五	七、四一	三六、一五	四三・四	七、四一	四三・九
計	六六、五三	一〇〇・〇〇	七七、八三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

三 保護職工數 (大正七年度農商務省調査)

工場法適用工場内に於ける保護職工即ち十五歳未満の男工並に女工の數は七十七萬五千二百八十二人にして之を全職工數百四十二萬三千四百三十四人に對比するときは次表の如し

保護職工種別	當時十五人以上	用する工場に於ける職工數	事業の性質危險又は衛生上有害の虞ある工場に於ける職工數(職工數十五人未満の工場のみを掲ぐ)	全職工數に對する百分比
十五歳未満の男工	一元、七三	七九、二三	一〇、四四〇	一・四
女工	七六、八三	五、六九二	七七、八四二	一・一
計	一、五七	六、三九九	七七、八二三	一・四
	一、五七	五、九九	七七、八一五	一・一